

日 薬 業 発 第 484 号
令 和 7 年 3 月 11 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

指定難病の対象となる疾病の追加について

標記につきまして、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

難病法に基づく医療費助成制度の対象疾病の拡大については、令和5年12月6日付け日薬業発第311号にてお知らせしたところですが、今般、更なる拡大により対象疾病は348疾病となり、これらは令和7年4月1日より適用されるということです。

本制度についての周知用資材などは以下からご覧頂けます。

つきましては、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康
> 難病対策

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nabyou/index.html

事 務 連 絡
令 和 7 年 3 月 4 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

指定難病の対象となる疾病の追加等について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定難病について、別添のとおり告示され、令和7年4月1日から適用することとなりましたので、お知らせいたします。

連絡先

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
難病調査研究係

藤井、波野

T e l : 03-5253-1111 (内 2355)

E-mail : nanbyou02@mhlw. go. jp

